



プラスチック製容器包装の排出ルールの再確認をしましょう

プラスチック製容器包装の排出ルールが守られず、間違った出し方や対象外の物が出されていることが多く見受けられます。

もう一度ルールを確認して、正しい排出を心掛けましょう。

1、正しく分別する

プラマークの記載されている容器・包装が対象です。プラスチック製でも製品そのものは対象となりません。プラスチック製ではない容器・包装も出さないでください。



▲プラマーク

2、汚れを落とす

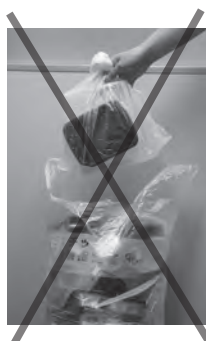
汚れているとリサイクルできません。食器洗い時の残り水などを利用して洗って乾かしてから出していただき、洗っても汚れが落ちない物は可燃ごみに出してください。



乾かしてから出していただき、洗っても汚れが落ちない物は可燃ごみに出してください。

3、二重袋は禁止

レジ袋などに入れた状態で、指定袋に入れて出されてしまうと、処理場での分別確認作業に支障をきたします。レジ袋などに入れないで、直接指定袋に入れてください。



4、指定袋で出す

指定袋以外の袋で排出されたごみは回収いたしません。市の指定袋に入れて出してください。



▲プラスチック製容器包装の指定袋(黄色またはオレンジ)



▲処理場で見つけた、誤った分別をされたもの
※ CD ケースやビデオテープなどはプラマークがないため、可燃ごみに分別してください



食品ロスを減らそう

食品ロスの半分は家庭から

日本の食品ロス 621 万トンのうち、282 万トンは家庭からのもので、1人1日当たりの食品ロスの量は134gと試算されています。これは、茶碗1杯分のごはんに相当します。

※農林水産省「食品廃棄物等の利用状況等(平成26年度推計)」より

食品ロスとは、家庭や飲食店などで食べ残しや賞味期限切れなどにより、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

賞味期限を正しく理解しましょう

消費期限：食べても安全な期限
賞味期限：おいしく食べられる期限

どちらも未開封の状態で適正に保存された場合の期限が表示されています。賞味期限を過ぎてもすぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。

家庭でできる食品ロス削減作戦



「必要な量だけ購入」して「食べ切る」ことが食品ロス削減のポイントです。

①買い物

- ・事前に冷蔵庫内などをチェックする
- ・必要な食材をこまめに購入
- ・必要以上に買った場合は、冷凍保存を活用
- ・手前に陳列されている食品から選ぶ

②調理

- ・作り過ぎない
- ・余ったら作り替える
- ・野菜や果物の皮は厚むきしない
- ・残っている食材から使う

平成 28 年県内不法投棄・野外焼却検挙事案

▼不法投棄（一般廃棄物）

検挙年月日	行為者	内容	刑罰の内容
平成 28 年 3 月 2 日	1 人	無職者がスピーカーなどを不法投棄したもの	罰金 50 万円
平成 28 年 6 月 27 日	1 人	無職者が仮設トイレなどを不法投棄したもの	罰金 50 万円
平成 28 年 11 月 25 日	1 法人 2 人	青果流通業者が野菜くずを不法投棄したもの	法人罰金 100 万円 個人罰金 50 万円

▼野外焼却（一般廃棄物）

検挙年月日	行為者	内容	刑罰の内容
平成 28 年 3 月 3 日	1 人	建設作業員が木材などを不法焼却したもの	罰金 50 万円
平成 28 年 8 月 2 日	1 人	常習者が一般家電を不法焼却したもの	罰金 50 万円

※長野県環境部発行「不法投棄情報ながの」より

不法投棄・違法な野外焼却の罰則規定
個人…5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科
法人両罰規定…3億円以下の罰金

市では、廃棄物（ごみ）の不法投棄と違法な野外焼却の防止を目的として、早朝・夜間の監視パトロールを強化しています。
不法投棄や違法な野外焼却は犯罪であることはもちろん、環境にも悪影響を与えます。
左表のとおり、不法投棄の原因者は、撤去を求められるとともに、重い刑罰が科せられます。
また、農業で発生した剪定枝などの野焼きは例外として認められています。

ますが、周辺に迷惑が掛からないように心掛けましょう。
土地を所有している方は、土地の管理を十分に行い、ごみなどが捨てられない環境を保ちましょう。
また、ごみのポイ捨てについて、市民の方からお困りの声が寄せられています。中でもタバコのポイ捨てが多いです。携帯灰皿を使用し、吸い殻は持ち帰りましょう。一人ひとりが環境の大切さを意識して、きれいなまちにしていきましょう。



不法投棄・違法な野外焼却は犯罪です！

真引川河川愛護会が 河川功労者表彰を受けました

真引川河川愛護会が真引川で行ってきた、河川環境整備活動の功績が認められ、公益社団法人日本河川協会の平成 29 年河川功労者表彰を受けました。

この表彰は、治水・利水・環境の観点のほか、広く社会に対して功績のあった個人・団体に対して行われているものです。

同団体は、堤防の草刈りや清掃活動のほか、全国的にも珍しい「藻刈舟」を管理・運航し、川底の藻草刈りを行うなど河川周辺の環境整備に大きく貢献したことが評価されました。



▲藻刈舟の運航の様子

問い合わせ先
道路河川課監理係
☎ (22) 2111 (内線263)

アレチウリは、ウリ科の一年生の植物です。長いツルで他の植物に覆いかぶさり、その植物の成長を妨げる侵略的外来植物です。
その旺盛な繁殖により在来の生態系に被害を及ぼすため、環境省も駆除すべき「特定外来生物」に指定されています。
アレチウリの駆除には「抜き取り」の方法が効果的で環境への影響が小さいと考えられています。

- ・種を付ける前に抜き取る
- ・できるだけ小さいうちに抜き取る
- ・一年に数回抜き取る（6月中旬、7月下旬、9月上旬など）
- ・アレチウリが現れなくなるまで数年間続ける

駆除のポイント



アレチウリを駆除しましょう